

精神保健推進事業

①自死総合対策事業

※ 県では「自殺」という言葉について、遺族等の心情に配慮し、法令用語や統計用語等を除いて基本的に「自死」を用いることとしています。

1 趣 旨

自死を個人的な問題としてとらえるのではなく、その背景にある失業や多重債務などの社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組みにより、自死の防止と自死者の親族等に対する支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定されました。また、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

全国上位にある自殺死亡率（平成23年度全国6位）の減少を目指し、平成25年度に策定した「島根県自死対策総合計画」に基づき、うつ病対策の強化はもとより社会的要因に対する取組や自死者の遺族へのケアなど総合的な取組により、自死を考えている人を一人でも多く救うことによって、「私たちが生きやすい島根」を構築します。

2 事業の概要

(1) 自死総合対策の推進体制の整備

連携体制を強化するために県自死総合対策連絡協議会及び圏域自死予防対策連絡会（7圏域）を設置し、自死対策の推進に向けた総合計画の進行管理を行います。

- ・設置主体：県
- ・開催回数：1～2回（県協議会）、2～3回（圏域連絡会）
- ・構成員：学識経験者、医療、職域、地域、実践者・団体、自死遺族自助グループ、法律、行政関係者
- ・事務局：障がい福祉課（県協議会）、保健所（圏域連絡会）

(2) 普及啓発事業

自殺予防週間（9月10日からの1週間）や自殺対策強化月間（3月）等を契機に自死予防や心の健康の普及啓発を進めると共にシンポジウム等を開催します。

- ・実施主体：県
- ・実施箇所数：シンポジウム等（県内1～2カ所）
普及啓発（県内全域）

(3) 地域関係者研修事業

うつ病や自死の危険性の高い人の早期発見、早期対応を進めるため、うつ病の初期症状や、自死の危険を示すサインに気づき適切な対応ができる人材等を養成します。

- ・実施主体：県（委託や他機関・団体との共催実施を含む）
- ・対象者：かかりつけの医師、看護師等

(4) 自死予防情報センター事業

島根県自死予防情報センターを県立心と体の相談センター内に設置し、各種関係機関の連携強化や人材育成に努めます。

(5) 自死遺族ケア対策事業

自死遺族のつどいの開催と自助グループへの支援及び支援するスタッフの資質の向上を進めます。

- ・実施主体：県
- ・開催回数：2か月に1回（つどい）

3 平成25年度予算額

7,863千円

（担当課 障がい福祉課）

②地域自死対策緊急強化事業

1 趣 旨

全国で自死者数が平成10年から14年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、島根県に設置する自死対策を緊急に強化するための基金を活用し、地域における自死対策力を強化します。

2 事業の概要

(1) 普及啓発事業

自死の背景にある様々な社会的要因や精神疾患に対する正しい知識や相談窓口等について、各種媒体を活用して啓発します。

(2) 自死予防電話相談員養成事業

悩みを抱えながら、身近に相談できる相手がない場合などに、電話により相談をうける民間の人材を養成します。

(3) 民間団体等支援事業

様々な悩みを抱えた人の孤立を防ぐために、相談事業や各種つどいの場の提供など、自死対策に資する活動を行う民間団体等に対する支援を行います。

(4) 行政担当者向け研修事業

住民の様々な相談を受ける窓口の一つである県や市町村の窓口担当者に対し、悩みを抱え心理的に追い込まれた方からの相談の受け方などについて研修を実施します。

(5) 自死実態等分析事業

自死の背景には様々な要因があり、年代や地域ごとに特性を踏まえた対策を進める必要があるため、さまざまなデータを元に実態分析を行い、効果的な対策の展開に役立てます。

(6) 未遂者ケア・支援体制整備事業

未遂者に対する、精神的なケアや継続的な支援体制の構築を図ります。

(7) うつ病に対する医療等の支援体制強化事業

自死の要因の一つであるうつ病に対する精神医療の質の向上を図るため、精神科医療関係者を対象とした研修を行います。

また、うつ病の初期の段階では不眠や食欲不振などの身体症状から、かかりつけの一般医を受診する方が多いため、かかりつけ医と精神科医との連絡会議などを開催し、うつ病の早期発見と適切な治療体制を整備します。

(8) 各種相談窓口担当者連携強化事業

一つの要因だけでなく、複数の問題や悩みが連鎖することで心理的に追い込まれ自死に至る場合が多いため、各種相談機関が相互に連携して支援を行う体制の強化を図ります。

(9) ゲートキーパー等人材養成研修事業

自死を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材（ゲートキーパー）を養成するため、幅広い対象者に対する研修を実施します。

(10) 自死遺族・自死遺児ケア・支援事業

自死により身近な人を亡くした方に対し、相談窓口や活用できる制度、必要な手続きなどに関する情報を提供する仕組づくりを行います。

また、関係機関の担当者などが、それらの社会資源に関する知識を深めることで遺族の方に対し適切な支援が行えるよう、研修を行います。

(11) 市町村自死対策事業の支援

住民に身近な自治体である市町村においても自死対策の取組みを進めることが重要です。

そのため、市町村が実施する自死対策事業を支援することで、地域の実態に応じたきめ細かい対策の実施を促進します。

3 平成25年度予算額

38,175千円

(担当課 障がい福祉課)